

○厚生労働省告示第二百八十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項及び第十項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表第1の1中(202)を(209)とし、(197)から(201)までを(204)から(208)までとし、(196)を(202)とし、その次に次のように加える。

(203) 4価髄膜炎菌ワクチン（ジフテリアトキソイド結合体）

別表第1の1中(195)を(201)とし、(182)から(194)までを(188)から(200)までとし、(181)を(186)とし、その次に次のように加える。

(187) ベラグルセラゼ アルファ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(180)を(185)とし、(143)から(179)までを(148)から(184)までとし、(142)を(146)とし、その次に次のように加える。

(147) ニボルマブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(141)を(145)とし、(123)から(140)までを(127)から(144)までとし、(122)を(125)とし、その次に次のように

加える。

(126) 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ（ソークワクチン）混合ワクチン

別表第1の1中(121)を(124)とし、(66)から(120)までを(69)から(123)までとし、(65)を(67)とし、その次に次のように加える。

(68) 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子

別表第1の1中(64)を(66)とし、(30)から(63)までを(32)から(65)までとし、(29)を(30)とし、その次に次のように加える。

(31) エフトレノナコグ アルファ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(28)を(29)とし、(20)から(27)までを(21)から(28)までとし、(19)の次に次のように加える。

(20) インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続1〕

別表第2の1中(52)を(53)とし、(15)から(51)までを(16)から(52)までとし、(14)の次に次のように加える。

(15) 乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子